

[事案 2023-186] 損害賠償請求

・令和6年3月27日 裁定終了

<事案の概要>

年金受取時の贈与税の課税について、募集人から説明を受けなかったことを理由に、贈与税額相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年4月に契約した個人年金保険2件（契約者：夫、被保険者・年金受取人：妻）について、将来の年金受取時に贈与税が発生することの説明を契約時に受けていれば、このような契約形態にしなかったことから、贈与税額相当額を損害賠償してほしい。

<保険会社の主張>

募集人の記憶は定かではなく、契約当時の説明状況は明らかではないが、税制度については、必要に応じて専門家や公的機関等に確認していただくものであり、契約時に積極的に説明義務を負う重要事項ではないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。